

『第3期京都自治体情報セキュリティクラウド移行等業務』における質疑について

No	文書名	ページ	行	項目	質問内容	回答内容
1	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.7	17	4.ネットワーク接続サービス機能要件 (1) 各自治体との接続に係る要件	「冗長化する回線は、物理的に異なる通信経路により構成し、片系回線又は片系機器に障害が発生した場合においても、通信を継続できる構成とすること」とありますが、「物理的に異なる通信経路」とは、BCP 対策や通信事業者起因のネットワーク障害が発生した場合でもサービス提供を継続することを目的として、冗長回線の通信経路を可能な限り異なるルートにするために、接続用の回線が必要な場合には異なる通信事業者の設備・回線を利用する構成とすること、との認識でよろしいでしょうか。	同一事業者が有する設備・回線であっても、異なる設備・回線の利用により、片系回線又は片系機器に障害が発生した場合において通信を継続できる場合は、可とします。
2	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.8	9	4.ネットワーク接続サービス機能要件 (2) インターネット環境との接続に係る要件	「冗長化する回線は、物理的に異なる通信経路により構成し、片系回線又は片系機器に障害が発生した場合においても、通信を継続できる構成とすること」とありますが、「物理的に異なる通信経路」とは、BCP 対策や通信事業者起因のネットワーク障害が発生した場合でもサービス提供を継続することを目的として、冗長回線の通信経路を可能な限り異なるルートにするために、接続用の回線が必要な場合には異なる通信事業者の設備・回線を利用する構成とすること、との認識でよろしいでしょうか。	同一事業者が有する設備・回線であっても、異なる設備・回線の利用により、片系回線又は片系機器に障害が発生した場合において通信を継続できる場合は、可とします。
3	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.25	13	7.無害化サービス機能要件 (1)全体機能要件	「・無害化処理に係るログをセキュリティ監視・分析サービスへ連携可能であること」とありますが、無害化サービス内で無害化処理に係るログを監視システムでログ監視ができることでよろしいでしょうか。	SIEM等へのデータ連携は必須とはしませんが、セキュリティ監視・分析サービスとして、他の機能に係るログと合わせて、監視・分析できるとします。
4	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.25	14	7.無害化サービス機能要件 (1)全体機能要件	「・各自治体の現状の構成や設定とヒアリング等により把握の上、実装を行うこと。」とありますが、具体的に現行サービスでご利用になられているカスタマイズ事項はございますでしょうか？	・各自治体が受信するメールはセキュリティクラウド又はセキュリティクラウド受託事業者から提供されたツールを導入した各自治体のメール振分サーバで複製を行い、LGWAN接続系メールサーバ、インターネット接続系メールサーバの両方で受信できるようにしています。 ・各自治体がLGWAN接続系メールサーバ又はインターネット接続系メールサーバから送信するメールは、セキュリティクラウドでLGWAN／インターネットの振り分けを行っています。この実現に必要なツールはセキュリティクラウド受託事業者が提供し、自治体がメール振分サーバに導入しています。 以上の内容について、各自治体のメール振分サーバにツールの導入が必要となる場合はその提供も含めて、本機能要件の範囲に含むこととします。
5	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.28	25	8.仮想閲覧サービス機能要件 (1)全体機能要件	「利用する自治体ごとに独立した利用環境を提供すること」とありますが、利用される自治体の予定数をご教示ください。	23自治体が利用予定です。

6	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.29	13	8.仮想閲覧サービス機能要件 (1)全体機能要件	「・利用する各自治体のファイルサーバ上のファイルを参照可能であること」とありますが、ファイルサーバは提供するサービス内に準備が必要でしょうか？ 必要な場合、用意するストレージ等の必要スペック情報を提示頂けますでしょうか？	自治体が希望する場合は提供が必要です。なお、現在セキュリティクラウドで提供しているストレージの容量は130GBであり、5自治体が利用しています。
7	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.40	15	10.運用保守サービス機能要件 (5)運用業務 ②仮想閲覧環境に係る運用	「・仮想閲覧環境等におけるグループポリシーの変更を実施すること」とありますが、仮想閲覧はAD サーバと連携が必須という理解でよいでしょうか。 また、AD サーバと連携する場合、AD サーバは各団体で準備されていますでしょうか。 (本サービスにて、仮想閲覧用にAD サーバをご準備しなくてもよいでしょうか)	ADサーバと連携が必須です。 自治体が希望する場合は、本サービスでADサーバを提供することとします。なお、現在5自治体がセキュリティクラウドのADサーバを利用しています。
8	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.41	26	10.運用保守サービス機能要件 (6)障害検知・対応 ②障害対応業務	・セキュリティクラウドを構成する機器に異常が発生しサービス提供に影響がある場合又はそのおそれがある場合（冗長構成の片系故障を含む。）は、協議会へ連絡の上、6 時間以内にサービスへの影響を解消することとありますが、片系故障の場合はサービス影響が伴わないので、上記 6 時間以内の条件は適用されない理解でよいでしょうか？	サービス影響のおそれがある片系故障の場合も、協議会へ連絡の上、6時間以内に解消する必要があります。
9	京都自治体情報セキュリティクラウドサービス機能要件定義書	P.42	14	10.運用保守サービス機能要件 (7)バックアップ運用	・年1 回以上、バックアップデータからのリストア試験を実施し、復旧可能であることを確認することとありますが、対象は仮想サーバのみでよいでしょうか？	サービス影響が発生するネットワーク機器等は原則対象外とし、具体的な対象範囲は別途協議することとします。
10	一般競争入札参加資格認定要領	P.1	13	第3条（審査の基準）中の表	・「自治体情報セキュリティクラウドにおける仮想閲覧サービスの提供実績を有すること。」とありますが、公告では「自治体における仮想閲覧サービスの提供実績を有する者で」とあります。どちらが正しいでしょうか？	一般競争入札参加資格確認要領を「自治体における仮想閲覧サービスの提供実績を有すること。」に訂正します。